

第3回推計手法検討委員会議事要旨

1：日時 平成19年7月5日（木） 14:00～16:00

2：場所 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室(4階404号室)

3：出席者

(推計手法検討委員会委員)

栗林委員長、作間委員、中村委員、塩路委員、渡辺委員

(経済社会総合研究所)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、大脇総務部長、
後藤国民経済計算部長、大貫企画調査課長、二村国民支出課長、二上国民生産課長、
川島分配所得課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長

(経済産業省)

荒井調査統計部産業統計室長

4：議事

- (1) 1次QEの推計精度向上について
- (2) 経済産業省工業統計調査について
- (3) 工業統計調査と生産動態統計について
- (4) 四半期別GDP速報の計数表（紙媒体）に掲載する期間について
- (5) 統計法の改正について

5：配布資料

資料1 1次QEの推計精度の向上について

資料2-1 民間企業設備の推計方法

資料2-2 民間企業設備に係る需要側推計値の比較（1次と2次）

資料3-1 民間在庫品増加（仕掛品在庫、原材料在庫）の推計方法

資料3-2 仕掛品在庫及び原材料在庫の季節調整系列前期差の改定幅（（2次-ARIMA予測）
及び（2次-1次））の比較

資料4 供給側QE出荷額推計（1次QE）における生産動態統計採用品目の欠落月補外方法
について

資料5 経済産業省工業統計調査について

資料6 転売比率について

資料7 平成16年工業統計調査の一部計数の改定

資料8 工業統計調査と経済産業省生産動態統計の出荷概念

資料9 四半期別GDP速報の計数表（紙媒体）に掲載する期間について

資料10 統計法改正について

6：議事概要

【議題1について】

1次QEの推計精度向上について、事務局より説明。(資料1～4)

それに関して以下の議論があり、

- ① 民間在庫品増加(原材料在庫、仕掛品在庫)の推計に、ARIMAモデルによる推計を導入(資料3)
- ② 供給側出荷額推計における、『生産動態統計』の3ヶ月目の補外方法について、「鉱工業出荷指数(IIP)×企業物価指数(CGPI)」方式をとる品目の範囲を拡大(「陶磁器」、「特殊産業機械」、「その他の一般機械機器」、「重電機器」の4品目を追加)
(資料4)

の2点について委員の賛同が得られたので、8月公表予定の19年4～6月期1次QEから導入することとした。(別途、国民経済計算部において、変更内容をホームページ等で公表)

○ 民間設備投資の推計手法については、現状維持で了承。

○ 仕掛品在庫に関しては、ARIMAにより分散が減少したかどうか統計的に有意ではないが、理由はあるか。

⇒特段の理由といったものは思い至らない。

○ IIPとCGPIはどちらもラスパイレース指数だから、掛け合わせても金額にならないのではないか。単価を用いず、物価指数を用いている事に、問題があるのではないか。

⇒現時点でパーシェ指数の物価指数がないので、便宜的に用いている。

【議題2、3について】

経済産業省工業統計調査について、工業統計調査と生産動態統計について、事務局より説明。(資料5～8)

それに関して以下の議論があった。

○ どのくらいGDPが動くのか。出荷額が減ることになれば、GDPがマイナスにふれるということか。

⇒出荷額ベースでみると、転売率から計算した概算では6兆円前後になる。しかしながら、最終的なGDPへの影響では、今回の修正で必ずマイナスになるわけではないと考えている。工業統計表以外のデータから推計している部分も大きい。平成12年産業連関表を作成した時点で、転売率が含まれているので、12年の産業連関表情報を修正すると、プラスになる可能性もある。プラスかマイナスかは転売率の動向によって異なる。基準改定を念頭に、長期的なスパンで検討する必要がある。

○ 特に転売率が高い業種は分かっているのか。

⇒(経産省) 電気、機械、情報通信など最終製品を作成する業種で高くなっている。自

社製品と受入を区別せずに管理を行っている企業があったと思う。r 1については、経産省も内閣府と一緒に検討していく。

【議題4について】

四半期別GDP速報の計数表（紙媒体）に掲載する期間について、事務局より説明。（資料9）

特段の議論はなかった。

【議題5について】

統計法の改正について事務局より説明。（資料10）

それに関して以下の議論があった。

○ 国民経済計算という言葉の定義は、学術的には国際収支表なども含まれるが、そのような広義なものとして捉えているのか。また、国連基準に準拠した作成基準を作成すると、膨大な作業が必要になるのではないか。

⇒国民経済計算は、広義には国際収支表などが含まれるが、法令上は内閣府設置法で内閣府が作成しているものを指している。国際収支表については、基礎となる統計は日銀で作成しているが、内閣府でそれを取り入れて国民経済計算年報に掲載している。作成基準は、現在、内閣府で行っている推計作業を明確化するもの。現状の推計を正確に記述するよう、日本独自の基準となる部分も含め原案を作成したい。

※なお、本議事概要は速報版のため事後修正の可能性があります。

（以上）